

## 5 助成制度のある市の業務について

市では各種助成制度を設けて事業を推進し、市民サービスの向上を図っています。そのうち、自治会活動に関係の深い制度は次のとおりです。

### (1) 補助金制度

担当課	事業名	区分	補助率	補助限度額
地域 コ ミュ ニ ティ 課	①集会所整備事業	集会所の新築	工事精算額の3/5以内	20,000,000円
	②集会所施設整備事業	集会所施設の増築、改修及び修繕並びに附帯施設の整備、改修及び修繕	工事精算額の1/2以内	600,000円
	③放送施設整備事業	新設	工事精算額の1/2以内	250,000円
		増設、修繕	工事精算額の1/2以内	130,000円
		アンプの新設、増設 (アンプ本体のみ)	工事精算額の1/2以内	200,000円
		アンプの修繕 (アンプ本体のみ)	工事精算額の1/2以内	100,000円
	④防犯灯設備整備事業	防犯灯新設(LEDのみ対象)	工事精算額の1/2以内	1基につき 15,000円
		小柱の更新、修繕	工事精算額の1/2以内	1柱につき 25,000円
	⑤集会所施設耐震対策事業	集会所施設の耐震診断(木造)	耐震診断に要する費用の1/2以内	250,000円
		集会所施設の耐震診断(木造以外)	耐震診断に要する費用の1/2以内	400,000円
		集会所施設の耐震設計(木造)	耐震設計に要する費用の1/2以内	150,000円
		集会所施設の耐震設計(木造以外)	耐震設計に要する費用の1/2以内	500,000円
		集会所施設の耐震工事	工事精算額の1/2以内	5,000,000円

廃棄物対策課	①ごみ収集ボックス設置事業	ごみステーションへの収集ボックス設置	購入・製作、据付等に要する費用の1/2	1個につき 100,000円
	②ごみステーション監視カメラ設置事業	ごみステーションへの監視カメラ設置	購入、据付等に要する費用の1/2	1台につき 30,000円

※令和7年度から、補助対象と補助額が変更される予定がございます。ご了承ください。

新居浜市へ補助金を申請する場合、次のことに注意して作成してください。

1. 申請者について

①認可地縁団体となっている自治会が申請する場合

申請者住所は市に届け出している主たる事務所の住所

申請者は〇〇自治会（認可地縁団体）

②認可地縁団体以外の自治会が申請する場合

申請者住所は自治会長の自宅住所

申請者は〇〇自治会

2. 事業実績報告書、請求書についても同様に作成してください。

3. 補助金振込口座について

振込口座は自治会名義の口座に限ります。

4. 振込通知は発送しません。通帳を記帳してご確認ください。補助金確定通知書が届いたにもかかわらず、1か月以内に入金がない場合は担当課にお問い合わせください。

<自治会館、防犯灯の整備に関する補助事業について>

本事業では、自治会が行う集会所施設等の整備に対して、予算の範囲内において補助金を交付しています。補助の対象は①集会所整備事業、②集会所施設整備事業、③放送施設整備事業、④防犯灯設備整備事業、⑤集会所施設耐震対策事業で、早期に補助金必要額を把握するため、**年に一度、9月に次年度の申請予定調査を行っています。**（①集会所整備事業については調査対象外ですので、予定のある自治会は直接、地域コミュニティ課までご相談ください。）

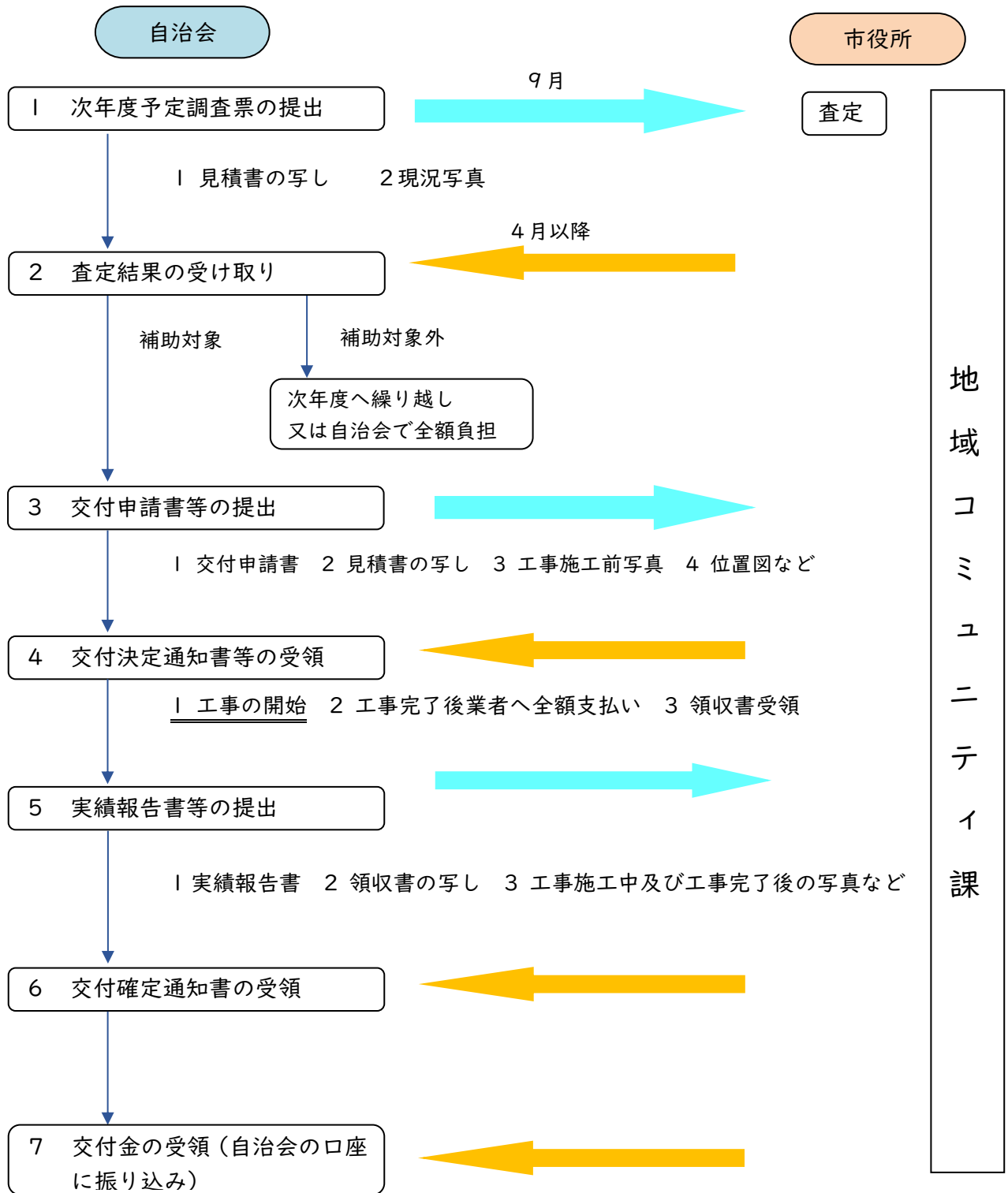
なお、⑤集会所施設耐震対策事業の対象となる集会所は、昭和56年5月31日以前に工事に着手した旧耐震基準に基づいて建築された集会所です。まず、耐震診断を実施し、その診断により倒壊または崩壊の危険があると診断されたものに限り、耐震設計、耐震工事が補助対象となります。



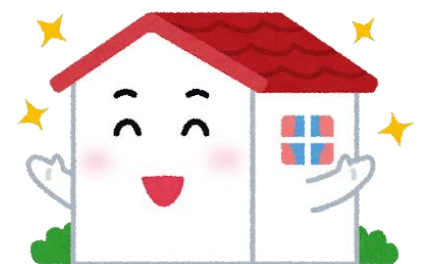
## 注意事項

- 1 集会所整備事業は、基本的に自治会館を新築する場合の建設費用に対する補助となります。外構工事、土地購入費、諸費用等は補助対象外となります。また、年に1館建設分の予算となっていますので、希望どおりの年度での対応は難しいこともあります。必ず事前に地域コミュニティ課へのご相談をお願いします。
- 2 集会所施設整備事業は、事業費総額3万円未満、放送施設整備事業は、事業費総額2万円未満の工事は補助対象となりません。
- 3 防犯灯は、新設（LED限定）、移設（LED限定）される場合のみ補助対象となります。
- 4 新設された防犯灯は自治会管理となり、電気代及び修繕等についても引き続き自治会でお願いします。（電気代については一部交付金で返金します。）
- 5 防犯灯の設置は、原則、四国電力柱又はNTT柱となります。また、工事業者は、四国電力の引込線工事認定店又は外灯工事認定店で行うこととなります。  
※P25一覧参照（変更もありますので発注の際には、業者へ確認してください。）
- 6 新設の設置基準については、原則、次のとおりとします。
  - ・多くの市民が通行する道路を照明する場所
  - ・防犯上危険と認められ、小中学生等の通学がある道路
  - ・設置により農作物等に悪影響を与えることのない箇所
  - ・住宅地にある四国電力柱又はNTT柱への設置（注意：NTT柱に設置する場合は、NTTの設置承諾書が必要となります。）
  - ・近隣住民の設置同意を得た箇所上記の基準を満たしたうえで、原則、電柱2本に1本間隔以上
- 7 ②～③の整備事業については同一年度にいずれか1つのみ補助対象となりますが、②～③のうちいずれかの事業と④⑤との組み合わせは可能です。
- 8 事業費が130万円以上の工事の補助金を申請する際は、見積もりが2者以上必要です。
- 9 予定調査から実施までに年度をまたぐので、自治会長に変更がある自治会では、次年度の自治会長へ必ずコピーを残して引継をお願いいたします。
- 10 補助金交付決定前に工事に着工すると、**補助対象外**となってしまいますので、必ず交付決定通知書を受け取ってから工事を開始してください。
- 11 市公金を支出する観点から、工事の発注は市内業者を優先していただきますようお願いいたします。

●補助金申請の流れ



工事は、年度内（3月31日まで）に完了させて下さい。



令和〇〇年度コミュニティ施設等整備事業補助金申請予定調査について（様式）

令和 年 月 日

自治会長 各位

地域コミュニティ課長

令和〇年度コミュニティ施設等整備事業補助金申請予定調査について（依頼）

毎年コミュニティ施設等整備事業補助金につきましては、予算を大幅に超える申し込みが続いており、来年度も同様の状況が予想されます。

このため、各自治会の希望を早期に集約させていただき、補助金必要額を把握するため、令和〇年度（令和〇年〇月～令和〇年〇月）の工事予定について、調査を実施することといたしますので、期限までに必要書類の提出をお願いします。

なお、この予定調査票で提出していただいたもの以外は、来年度の補助は原則的に認められませんので、漏れのないようご提出ください。

- 1 提出書類 別紙調査票（工事区分ごとに提出）及び  
見積書（今年度発行されたもの）の写し  
※集会所修繕の場合は、現況写真が必要です。
- 2 提出期限 令和〇年 9月〇日
- 3 提出先 地域コミュニティ課
- 4 補助金額

事業名	補助率		補助限度額	備考
①集会所施設整備事業	工事精算額の 1/2 以内		60 万円	①～③のうち、いずれか一つの事業に限ります。
②放送施設整備工事	新設	工事精算額の 1/2	25 万円	
	増設、修繕		13 万円	
③アンプ更新工事 (アンプ本体のみ)	新設、増設	工事精算額の 1/2 以内	20 万円	
	修繕		10 万円	
④防犯灯整備事業	防犯灯器具新設 (LED限定)	工事精算額の 1/2 以内	1 基につき 1.5 万円	設置希望場所の 地図を添付
	小柱工事		1 柱につき 2.5 万円	
⑤耐震対策事業	耐震診断	工事精算額の 1/2 以内	25 万円	木造
			40 万円	非木造
	耐震設計		15 万円	木造
			50 万円	非木造
耐震工事	500 万円			

## 5 注意事項

- (1) 集会所施設整備工事は、事業費総額3万円未満、放送施設整備工事は、事業費総額2万円未満の工事は補助対象となりません。
- (2) 新設された防犯灯は、自治会管理となり、電気代及び修繕についても自治会でお願いします。(電気代については、一部交付金で対応します。)
- (3) 防犯灯の設置は、原則、四国電力柱またはNTT柱にして下さい。
- (4) 防犯灯設置工事業者は、四国電力の引込線工事認定店又は外灯工事認定店でお願いします。(別紙をご参照ください)
- (5) 防犯灯新設の場合は、別紙の「防犯灯新設の場合の考え方」を確認してください。
- (6) 耐震対策事業は、昭和56年5月31日以前に工事に着手した旧耐震基準に基づいて建築された集会所に限ります。
- (7) **今回の調査は事前調査であり、補助金の申請ではありません。**(今回の調査は、工事内容等を査定し、来年度の予算要望をするためのものです。工事実施が可能な場合は、来年4月以降、市から各自治会へ補助金申請書類を送付します。工事はその書類を提出後、補助決定を受けてからとなります。) **また、申請件数が多い場合、予算の都合上、来年度の補助ができない場合や次年度へ繰り越す場合(この場合も連絡します)もありますので、ご理解をお願いします。**
- (8) **すでに来年度の計画として、ご相談、ご提出をいただいている場合も改めて書類(調査票、見積書(今年度発行されたもの)及び現況写真)の提出をお願いします。**

(問い合わせ先) 市民環境部地域コミュニティ課	電話65-1218
-------------------------	-----------

令和〇〇年度 集会所施設等修繕工事予定調査票

提出日 令和 年 月 日  
校区 ( )

1	自治会名			
2	会長氏名		連絡先 電話番号	
3	自治会館名			
4	予定している工事区分	※該当する番号と ( ) 書き内区分の両方に○をつけてください		
1. 集会所施設整備 (増築・改修・修繕)		2. 放送施設整備 (新設・増設・修繕) アンプ更新 有・無		
3. 防犯灯新設 (LED限定) 灯 (小柱工事あり 灯・ なし )		4. 耐震対策事業 (耐震診断・耐震設計・耐震 工事)		
<b>【重要】 掲示板の新設・修繕にかかる補助は、令和7年度で廃止しました。</b>				
6	現況 (なるべく詳しく)			
7	事業計画の概要 (箇条書きで)			
8	事業費 (消費税込)		※見積書のコピーを添付してください。	
9	予定工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
10	工事箇所の位置図・写真		別紙添付 (工事箇所がわかるように住宅地図など) ※写真については、集会所整備の場合のみ必須	
11	備考 (関係者連絡先等)			

【提出期限】 令和〇〇年9月〇〇日

【提出先】 地域コミュニティ課

【問合せ先】 地域コミュニティ課

電話 65-1218 FAX 65-1255

※注意事項・・・

① 1または2の事業は、同一年度においては、いずれか一つの事業しか実施できません。

② 放送施設の新設とは、現在、放送施設を持たない自治会が施設を設置する場合を指します。  
防犯灯は新規または移設が補助対象です。ただしLEDに限ります。

この様式は、予告なく変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

令和〇〇年度 集会所施設等修繕工事予定調査票

記入例

校区 ( 〇〇校区 )

1	自治会名	〇〇〇自治会		
2	会長氏名	〇〇 〇〇	連絡先 電話番号	連絡がとれやすい もの
3	自治会館名	〇〇〇自治会館	アンプ更新有・無に〇印を記入	
4	予定している工事区分	※該当する番号と ( ) 書き内区分の両方に〇をつけてください		
1. 集会所施設整備 (増築・改修・修繕)		2. 放送施設整備 (新設・増設・修繕) アンプ更新 有・無		
3. 防犯灯新設 (LED限定) 灯 (小柱工事あり) 灯・なし )		4. 耐震対策事業 (耐震診断・耐震設計・耐震 工事)		
<b>【重要】 掲示板の新設・修繕にかかる補助は、令和7年度から廃止となります。</b>				
6	現況 (なるべく詳しく)			
<p>(例1) 現在の自治会館は昭和30年の建築であり、かなり老朽化しており、最近では外壁の塗装がはがれて傷みもひどく、さらには雨漏りまでしており、大変苦慮している。そのため、塗装及び屋根補修工事を行いたい。</p> <p>(例2) 区域内の下水道工事が近々完成予定であり、下水道への接続及びトイレの水洗化もしたい。</p> <p>(例3) 和室のエアコン〇台が老朽化しており、使用に耐えないので交換したい。</p>				
7	事業計画の概要 (箇条書きで)			
	・外壁塗装工事 〇〇〇〇〇円	補助金額は、全体工事 $90万円 \times 1/2 = 45万円$ (上限60万円)となります。※ただし、 補助額の上限は、放送施設、防犯灯それぞ れ違いますので、依頼文を確認してください。		
8	事業費 (消費税込)	900,000円	※見積書のコピーを添付してください。 <b>事業費が130万円を超える工事の補助金を申請する際には見積書が2社以上、必要になります。</b>	
9	予定工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
10	工事箇所的位置図・写真	別紙添付	別紙添付 (工事箇所がわかるように住宅地図など) ※写真については、集会所整備の場合は必須	
11	備考 (関係者連絡先等)			
自治会長・・・〇〇〇 (〇〇-〇〇〇〇) 会計担当・・・〇〇〇 (〇〇-〇〇〇〇)				

【提出期限】 令和〇〇年9月〇〇日

【提出先】 地域コミュニティ課

【問合せ先】 地域コミュニティ課

電話 65-1218 FAX 65-1255

※注意事項・・・

- ① 1または2の事業は、同一年度においては、いずれか一つの事業しか実施できません。
- ② 放送施設の新設とは、現在、放送施設を持たない自治会が施設を設置する場合を指します。防犯灯は新規または移設が補助対象です。ただしLEDに限ります。

この様式は、予告なく変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。



## 令和7年度 四国電力引込線工事認定店・外灯工事認定店リスト

引込…引込線工事認定店				R7.4					
事業所名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	引	外		
(株) 伊藤電気	伊藤 誠	792-0031	新居浜市高木町4-23	(0897)34-6212	33-0295	○	○		
(株) ウスイ電業	白石 康貴	792-0893	新居浜市多喜浜5-2-10	(0897)46-0623	46-0632	○	○		
(有) 岡田電機	岡田 清輝	792-0802	新居浜市新須賀町1-10-12	(0897)33-9870	33-9810	○	○		
(株) カトウ・エンジニアリング	加藤 京一	792-0060	新居浜市大生院473	(0897)44-5430	41-9338	○	○		
亀井電気工業(株)	岡田 一功	792-0021	新居浜市泉宮町7-1	(0897)33-3300	34-3833	○	○		
(株) シゲータ	今治 三喜男	792-0003	新居浜市新田町2-1-33	(0897)33-8181	37-6090	○	○		
シンセイ電機	永易 良一	792-0888	新居浜市田の上1-18-40	(0897)46-0330	46-0962	○	○		
(株) 棚野電工	棚野 直行	792-0856	新居浜市船木4248-1	(0897)43-8172	43-8265	○	○		
(株) 直野電工	直野 貴史	792-0050	新居浜市萩生1039-2	(0897)41-8187	41-1741	○	○		
(株) 中萩電業	大角 健治	792-0060	新居浜市大生院427-8	(0897)41-7217	41-7207	○	○		
(有) 藤岡電気水道	横井 英樹	792-0864	新居浜市東雲町1-4-48	(0897)32-4518	33-1366	○	○		
<b>合計</b>						<b>11電気業者</b>			

外灯…外灯工事認定店				R7.4					
事業所名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	引	外		
稲見電気(株)	越智 公音	792-0011	新居浜市西原町1-2-28	(0897)33-3339	33-8749		○		
(株) 伊予電業	水野 秀之	792-0005	新居浜市江口町1-32	(0897)33-2063	33-2049		○		
(株) ウエデン	上田 裕幸	792-0005	新居浜市江口町2-26	(0897)36-6070	36-6071		○		
(株) 高明電工	武田 軍司	792-0060	新居浜市大生院404番地8	(0897)40-4038	47-4039		○		
石和設備工業(株)	竹下 恭睦	792-0852	新居浜市東田2丁目甲1632-2	(0897)43-2565	43-3442		○		
日野電工	日野 幸彦	792-0892	新居浜市黒島2-6-20	(0897)46-2713	46-2713		○		
山下電機工業(株)	山下 邦俊	792-0811	新居浜市庄内町3-1-64	(0897)37-2500	33-5221		○		
<b>合計</b>						<b>7電気業者</b>			

## 令和7年度 放送設備保守点検工事新居浜市入札参加資格登録業者リスト

R7.4					
事業所名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
(株) ハートネットワーク	大橋 弘明	792-0812	新居浜市坂井町2-3-17	(0897)32-7777	32-6789
(有) 別子テクノ	坂下 節雄	792-0012	新居浜市中須賀町2-3-3	(0897)37-2513	37-2540

## (2) 交付金制度

事業名	内容	交付金の総額	配当額の算定方法
防犯灯維持管理事業	防犯灯電気料金 ※新設分・・・単位自治会へ交付 既存分・・・市連合自治会へ交付	16,074,408 円 (令和 7 年度予算)	新設分・・・平成 26 年 4 月 1 日以降設置された防犯灯→設置後 1 灯当たり 1 月 100 円で算定した額
新居浜市連合自治会活動事業	・新居浜市連合自治会総会 ・新居浜市連合自治会研修事業 ・金婚式及び自治会役員表彰事業 ・自治会加入促進事業 ・新居浜市連合自治会女性部活動事業	586,000 円 (令和 7 年度予算)	
新居浜市広報活動等事業	・市政だよりの配布 ・その他の広報活動及び自治会に対する事務支援	21,330,000 円 (令和 7 年度予算)	新居浜市連合自治会活動事業 1 世帯当たり 40 円 校区連合自治会活動事業 1 世帯当たり 50 円 単位自治会活動事業 1 世帯当たり 600 円
ごみ減量化等啓発事業	・ごみ収集カレンダーの配布	451,000 円 (令和 7 年度予算)	1 世帯当たり 10 円
コミュニティ活性化事業	・意欲のある地域（校区単位）で取り組む事業	13,393,000 円 (令和 7 年度予算)	校区事業費定額（40 万円） + 世帯数割
敬老地域ふれあい事業	敬老会等、高齢者参加型の敬老事業に参加した 70 歳以上の方を対象とした事業 (※担当課 介護福祉課)	5,200,000 円 (令和 7 年度予算)	敬老会に参加した 70 歳以上の人数×@1,000 円（上限）
地域環境維持活動支援事業	ごみステーションの管理など、地域の環境維持に係る活動支援 (※担当課 廃棄物対策課)	17,786,000 円 (令和 7 年度予算)	・自治会内推計総人口×加算額 ・均等割として一律 20,000 円を上乗せ



## 敬老地域ふれあい事業交付金申請書（様式）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

### 新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金交付申請書

（宛先）新居浜市長

（申請者）

住所

新居浜市

実施主体名

代表者名

連絡先

新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	
事業実施日	年 月 日
実施場所（会場名）	
70歳以上の参加人数	人
事業内容	
交付申請額	円

交付金算定方法（①と②を比較し、少ない方の金額）  
①70歳以上参加者数×1,000円  
②収支決算書の支出総額

#### 添付書類

- 参加者名簿
- 事業の写真
- 事前通知書もしくは実施のお知らせチラシ等
- 事業収支決算書及び支出総額の根拠資料
- 「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」又は口座振替依頼書